# JFA・Jリーグ特別指定選手制度 [2014年度]

## 1. 目的

サッカー選手として最も成長する年代に、種別や連盟の垣根を越え、「個人の能力に応じた環境」を提供することを目的とする。

#### 2. 概要

全日本大学サッカー連盟、全国高等学校体育連盟サッカー部、または J クラブ以外の第2種日本クラブユース連盟加盟チーム所属選手を対象に、日本サッカー協会が認定した選手に限り、所属チーム登録のまま、 J リーグ等の試合に出場可能とする。

# 3. 認定資格

- 日本国籍を有する選手
- 日本サッカー協会加盟登録選手
- 健康であることを証明された選手
- ・ 全日本大学サッカー連盟、全国高等学校体育連盟サッカー部、またはJクラブ以外の第2種日本クラブユースサッカー連盟加盟チーム所属選手

#### 4. 受入先クラブ

選手を受け入れることができる」クラブは次の通りとする。

- J1クラブ
- J2クラブ

#### 5. 認定基準

所属元(高校・大学・J以外のクラブ)、選手(保護者)、受入先クラブの三者合意(所属元がJ以外のクラブの場合は通学する高校を含めた四者合意)による申請を受け、以下の基準を満たせば、本協会技術委員会が判断し、申請を認める。

- ・ 所属元と受入先クラブとの間で所属学校卒業後の加入が合意され、然るべき経緯を経て、公に公表された選手については、特別指定選手の申請を随時認める。認定期間は、承認日より活動対象試合終了時(7.参照)までの認定とする。
- ・ 所属学校卒業後の進路が未定な選手の申請については、実績、顕著な優れた特長、成長過程など総合的に評価し、判断する。但し覚書締結認定期間を3か月とし、その間の活動が、延べ日数20日以上、もしくはJリーグ公式戦に1試合以上のベンチ入りまたは出場、の実績が認められない場合は、自動終了とし、覚書を更新することは認めない。
- ・ 上記実績が認められた場合においては、自動更新とし、認定期間を更に 3 ヶ月延長するものとする。 但し 3 ヶ月毎に報告書において、活動実績をチェックし、認められた場合は、上記手続きを繰り返す こととする。
- ・ 受入先クラブは、個人の高い能力をさらに伸ばす環境と公式試合積極登用に向けての具体的計画があることを条件とする。ただし、1クラブで同時期に受け入れることのできる選手は3名までとする。

### 6. 認定解除

認定期間中に何らかの理由により、解除の申し出があった場合、覚書締結時に合意した三者(四者)が 全て解除に合意しないケースは、本協会の判断に委ねることとする。

### **7. 認定までの流れ** (JリーグへはJFAからその都度進捗を報告する。)

受入先クラブが、所属元(大学・高校・J以外のクラブ)・選手(保護者)と相談し、「JFA・Jリーグ特別指定選手」として活動する旨を確認する。



受入先クラブが、所属元・選手と覚書を締結する。

選手は受入先クラブでメディカルチェックを受診する。※継続の場合は心電図・心エコー不要

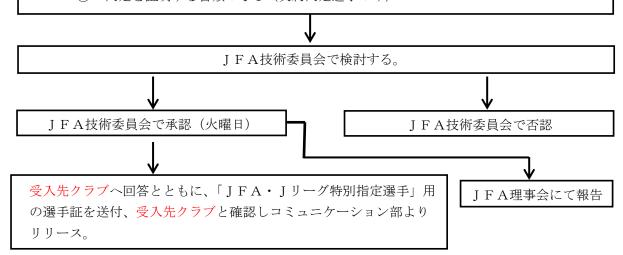


受入先クラブが以下の申請書類を揃え、火曜日正午までに J F A 技術委員会へ提出する。

但し、火曜日当日の提出の場合は書類に不備があった場合等承認されない場合がある。

### 【申請書類】

- ① JFA・Jリーグ特別指定選手 申請書
- ② 覚書(JFA承認印以外捺印済)
- ③ 活動予定表(当月分)
- ④ Jリーグメディカルチェック報告書のデータ (本人ページのコピー)
- ⑤ 内定を証明する書類の写し(契約内定選手のみ)



# 活動開始

(内定選手以外は以下のフロー)



受入先クラブは、3ヶ月目の期間満了日の7日前までにJFA技術委員会に活動報告書を送付し、活動内容のチェックを受ける。但し、活動予定表は当月末までに翌月分を提出すること。 尚、活動内容については、Jリーグ強化担当責任者会議で報告されるものとする。

【報告書類】 提出締切: 承認日より3ヶ月後の期間満了日から7日前 締切厳守!

- ① 活動報告① (活動場所・内容)
- ② 活動報告② (活動状況・コンディション・活動の成果)
- ③ 活動予定表(翌月分)



活動実績が条件を満たしている場合は3ヶ月 毎の自動更新

活動実績が本制度の条件を満たしていない、 または契約内容にそぐわないと判断された 場合は契約終了

#### 8. 活動対象試合

「JFA・Jリーグ特別指定選手」として承認され、かつ「Jリーグ規約」第 47 条に定める届出を受理された選手は、次の試合への出場資格を有するものとする。

なお当該選手は、「プロサッカー選手に関する契約・登録・移籍について」 1-6①に定める「25 名枠」の対象外と見なされる。

- J1リーグ戦、またはJ2リーグ戦
- リーグカップ戦
- ・プレシーズンマッチ
- J1昇格プレーオフ
- J2・J3入れ替え戦

### 9. 懲戒罰の消化対象試合

特別指定選手が所属元チームの試合で受けた懲戒罰は、所属元チームの直近の試合に適用し、Jリーグ試合には適用しないことを原則とする。また特別指定選手がJリーグ試合で受けた懲戒罰は、Jリーグの直近の試合に適用し、所属元チームの試合には適用しないことを原則とする。

但し、出場資格停止処分が複数試合にわたるなど重大と考えられる場合については、JFA規律・フェアプレー委員会が、Jリーグ規律委員会と協議のうえ、懲戒罰の適用試合を決定する。

## 10. 経費

選手の活動にかかる以下の経費は、実費を受入先クラブが負担するものとする。

ただし、リクルーティングに関わると思われる特別な費用 (例:高校指導者の海外研修など)の負担は、 特別指定選手の活動の有無に関わらず禁止する。

項目	内容
交通費	自宅〜活動地域における交通費
傷害保険	傷害保険(傷害に関する補償)に関わる経費
その他	派遣先での選手の活動に関わる経費
	(メディカルチェック受診料・食費・宿泊費等)

以上